「かんぽ生命保険」団体扱い（月払い・ﾎﾞｰﾅｽ払い）のお知らせ

☆平成１９年１０月以降に契約された「かんぽ生命保険」取り扱いの個人保険を新学協団体扱いにしますと割引が受けられます。

新学協団体扱い（月払い・ボーナス払い）にすると、保険料は給料・ボーナスから控除されます。少しの割引でも、払込完了まで考えるととってもお得です！！

※平成１９年９月以前に契約された簡易保険の団体扱いもございます。申し込み方法、割引率等は新学協ＨＰをご覧ください。http://singakkyo.jp/「保険共済事業について」⇒「新学協簡保会」

１　団体扱いが可能な契約 …

・学資保険　・養老保険　・終身保険など　※年金保険は対象外

２　割引率 … 窓口払い（集金人払い）の約３％。

３　手続き … 新潟県学校生活協同組合　総務課　保険係まで連絡ください。

後日、郵便局の職員が訪問し団体扱いの手続きをいたします。

４　給与控除開始 … 「団体払込加入確認書」提出の翌々月からとなります。

ボーナス控除 … 6 月ﾎﾞｰﾅｽ払い「団体払込加入確認書」提出　5 月 15 日迄

12 月ﾎﾞｰﾅｽ払い「団体払込加入確認書」提出 10 月 20 日迄

５「かんぽ生命保険」団体扱いが可能な組合員は次の要件に全て該当する方です。

①新学協「定款第７条１項組合員（現職組合員）」である方。

②小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に勤務されている方。

③保険料を県費給与控除できる方。

※所属異動、退職などで要件を満たさなくなった場合はその時点で団体扱いができなくなります。

かんぽ生命保険　団体扱い手続き希望票

※手続きを希望される方は、①～⑥を記入のうえＦＡＸしてください。

平成　　年　　月　　日

新潟県学校生活協同組合　総務課　保険係　行　　ＦＡＸ　０１２０－２８－７５６６

フリガナ		③ 所　属　名	
① 組合員名			
② 組合員コード		④ 連絡先電話番号	－　　－
⑤ 加入希望団体	□月払い　　□ボーナス払い		※ご希望の□に☑チェックをお付けください。
⑥ 説明希望欄	□新ﾌﾘｰﾌﾟﾗﾝ「短期払込型」契約を検討 □学資保険「はじめのかんぽ」契約を検討 □「かんぽ生命保険」契約を検討 □契約済「かんぽ生命保険」団体扱い変更を検討 □その他（　　）		

【個人情報の取り扱いについて】

「手続き希望票」に記載の個人情報は、団体扱い手続きのため新潟県学校生活協同組合および新潟中央郵便局の間で相互提供いたします。

新潟県学校生活協同組合　総務課　保険係　　TEL025-379-1553　FAX0120-28-7566
〒950-1102　新潟市西区善久 739 番地 2　　E-mail:singakkyo@msh.biglobe.ne.jp